

定期点検報告書作成要領

1 目的

札幌市中央図書館・埋蔵文化財センターの建築基準法第 12 条第二項及び第四項（昇降機は除く）に基づく点検を行い、その報告書を作成する。

2 報告書の様式

報告書は、次の様式による。

(1) 建築

ア 定期調査報告概要書（様式 1-1）

イ 定期調査報告書（様式 1-2）

ウ 個別様式

調査結果図（様式 1 - 3）

関係写真（様式 1 - 4）

調査結果表（様式 1 - 5）

(2) 設備

ア 定期検査報告概要書（様式 2-1）

イ 定期検査報告書（様式 2 - 2）

ウ 個別様式

検査結果図（様式 2 - 3）

関係写真（様式 2 - 4）

検査結果表一別記第一号～四号（様式 2 - 5）

換気状況評価表（様式 2 - 6）

換気風量測定表（様式 2 - 7）

排煙風量測定記録表（様式 2 - 8）

照度測定表（様式 2 - 9）

※非常照明については、全数平面図に記載すること。

(3) 防火設備

ア 定期調査報告概要書（様式 3-1）

イ 定期調査報告書（様式 3-2）

ウ 個別様式

調査結果図（様式 3 - 3）

関係写真（様式 3 - 4）

検査結果表（様式 3 - 5）

3 成果物

(1) 成果物は、上記2で作成する書類を次の順番で2部提出することとする。

ア 建築

定期調査報告概要書（様式1-1）

定期調査報告書（様式1-2）

個別様式（様式1-3～5）

イ 設備

定期検査報告概要書（様式2-1）

定期検査報告書（様式2-2）

個別様式（様式2-3～9）

ウ 防火設備

定期検査報告概要書（様式3-1）

定期検査報告書（様式3-2）

個別様式（様式3-3～5）

(2) 電子データ

ア 上記成果物は、原則として全ての電子データを提出すること。（CD-R）

イ 提出する電子データは、必ず電子媒体に複写後にウイルスチェックをし、その旨表記した物を提出すること。

4 その他

本要領について疑義がある場合は、本市担当職員と協議のうえ業務をすすめること。